

証拠の重み 軽視

甘い裏付け 判決も批判

郵便不正事件をめぐる大阪地検特捜部の捜査については、フロッピーディスク（FD）の取り扱い以外でも、公判などでその「ずさんさ」が浮き彫りになった。

関係者の当時の行動や物証などの客観的な証拠に合わず、信用できないと退けた。

検察側が描いた構図の根幹を最も揺るがしたのは、自称障害者団体「凛の会」の元会長の倉沢邦夫被告（74）一審

虚偽有印公文書作成・同行使罪で起訴された厚生労働省元局長の村木厚子氏（54）に無罪を言い渡した今月10日の大阪地裁判決。横田信之裁判長は「供述内容の具体性、迫真性」というものは、後から作り出すことも可能だ」と述べ、村木氏が証明書の不正発行に

関与したとする関係者の供述を集めた捜査手法に疑問を投げかけた。

そのうえで、検察側の主張に沿う公判証言や捜査段階の供述調書の内容については、関係者の当時の行動や物証などの客観的な証拠に合わず、信用できないと退けた。

検察側が描いた構図の根幹を最も揺るがしたのは、自称障害者団体「凛の会」の元会長の倉沢邦夫被告（74）一審

虚偽有印公文書作成・同行使罪で起訴された厚生労働省元局長の村木厚子氏（54）に無罪を言い渡した今月10日の大阪地裁判決。横田信之裁判長は「供述内容の具体性、迫真性」というものは、後から作り出すことも可能だ」と述べ、村木氏が証明書の不正発行に

関与したとする関係者の供述を集めた捜査手法に疑問を投げかけた。

そのうえで、検察側の主張に沿う公判証言や捜査段階の供述調書の内容については、関係者の当時の行動や物証などの客観的な証拠に合わず、信用できないと退けた。

検察側が描いた構図の根幹を最も揺るがしたのは、自称障害者団体「凛の会」の元会長の倉沢邦夫被告（74）一審

虚偽有印公文書作成・同行使罪で起訴された厚生労働省元局長の村木厚子氏（54）に無罪を言い渡した今月10日の大阪地裁判決。横田信之裁判長は「供述内容の具体性、迫真性」というものは、後から作り出すことも可能だ」と述べ、村木氏が証明書の不正発行に

関与したとする関係者の供述を集めた捜査手法に疑問を投げかけた。

■フロッピーディスク（FD）のデータ改ざん疑惑の経緯
（大手情報セキュリティ会社の解析）
結果などによる

【2004年】

6月 厚生労働省元係長の上村勉被告＝写真上＝がパソコンで証明書を作成。FD内の証明書の最終更新日時が「04年6月1日午前1時20分06秒」と記録される



【2009年】

5月 大阪地検特捜部が26日、上村被告を逮捕。自宅からFDを押収

6月 特捜部が14日に村木厚子氏を逮捕。29日に最終更新日時を「04年6月1日午前1時20分06秒」とする捜査報告書が作成される

7月 村木氏が4日、否認のまま起訴される。13日にFDの最終更新日時が「04年6月8日」に書き換え。FDは3日後の16日に上村被告側に返却される

秋 村木氏側が大阪地裁での公判前整理手続きの中で、「6月1日」と記載された捜査報告書の証拠開示を請求し、開示される

【2010年】

1月 村木氏の初公判が始まる

9月 10日に大阪地裁が村木氏に無罪を言い渡す＝同下



日時書き換えミスと思えぬ

上村勉被告の弁護人の話 書き換えられた更新日時は特捜部が描いた構図に合うもので、偶然やミスとは思えない。裁判に出されるかもしれない客観証拠に手加えられていたことは、今後の裁判実務にも大きな影響を与えるだろう。

把握できたはずだったが、特捜部は最高検の意向を踏まえて昨夏の総選挙への影響に配慮し、村木氏の起訴前の石井議員からの任意聴取を見送っていた。

こうした捜査で特捜部は証明書発行の流れについて「国會議員・元同省障害保健福祉部長・村木氏・上村被告」とし、この構図に沿う供述調書を証拠として採用するよう地裁に請求した。しかし、地裁は5月の村木氏の公判で「検

事の誘導で作られた」として大半の調書を証拠採用しなかった。

そして、10日の判決。裁判長は、採用された残りの調書についても①口添え依頼を受けたとされる日の石井議員の行動②捜査報告書に記された証明書の作成時期③倉沢被告が村木氏らの名刺を持っていなかった——などの客観的証拠と矛盾しているとし、信用できないと判断した。

また、上村被告らの取り調べを担当した6人の検事・副検事は、取り調べの状況を記録したメモを08年の最高検の通知に反して廃棄していたことも公判で明らかになった。

地裁は上村被告らの調書の大半を証拠採用しない決定を下した際、「メモは取り調べ状況を認定する有用な資料となると指摘。ここでも特捜部が客観的な証拠を軽視したことが批判された。」